

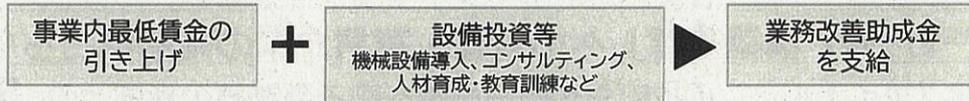
「厚生労働省（静岡労働局）における 賃上げに向けた支援施策」をご存じですか？



最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！

業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。※各コースに定める金額



<問合せ先> 静岡労働局 雇用環境・均等室 TEL 054-252-5310



賃金引上げ特設ページ

賃金引き上げに向けた取組事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索、賃金引上げに向けた政府の支援情報、労働生産性の向上等による賃金引上げの取組など調査等情報など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善 などに取り組む事業主を支援します！



キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

正社員化支援	処遇改善支援
正社員化コース 障害者正社員化コース	賃金規定等改定コース 賃金規定等共通化コース 賞与・退職金制度導入コース 短時間労働者労働勤務延長コース

<問合せ先> 静岡労働局 職業安定部職業対策課 TEL 054-653-6116



社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！



静岡働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

<問合せ先> 静岡働き方改革推進支援センター TEL 0800-200-5451

相談申し込みはこちら Facebookはこちら



「パートナーシップ構築宣言」をご存じですか？

サプライチェーン全体の共存共栄



親事業者



下請事業者



適切な価格転嫁と適正な取引を促進するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄や企業の稼ぐ力の向上、賃上げにつなげるための取組の一つです。

「パートナーシップ構築宣言」への登録・宣言企業の確認はこちらです！

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言するものです。



パートナーシップ構築宣言企業、賃上げを実施する企業等への優遇措置はこちらです！

パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、各種の補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられるようになりました。



Q 「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請があったらどうすれば・・・

例えば…



注意

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中



A 「下請中小企業振興法」や「独占禁止法」に定める禁止行為がありますので、各相談窓口をご利用ください。

静岡よろず支援拠点

各都道府県に設置され、静岡県では静岡商工会議所が実施機関となり、経営上のあらゆるお悩みの解決に向け、何度でも助言・支援いたします。



下請かけこみ寺

全国48か所に設置され、静岡県では（公財）静岡県振興財団に設置されており、取引上の悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



静岡労働局は「パートナーシップ構築宣言」浸透に努めています！

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、

「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

【参画機関】

- ・静岡県
- ・関東経済産業局
- ・静岡財務事務所
- ・静岡労働局
- ・(一社)静岡県商工会議所連合会
- ・静岡県商工会連合会
- ・静岡県中小企業団体中央会
- ・(一社)静岡県経営者協会
- ・静岡経済同友会（静岡協議会、浜松協議会、東部協議会）
- ・静岡県中小企業家同友会
- ・日本労働組合総連合会静岡県連合会



共同宣言式の様子（令和5年6月7日）

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 本社（経営トップ）の関与
- 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 相談窓口を活用して、積極的に情報を収集
- 行動② 価格交渉時の根拠資料は公表資料を用いる
- 行動③ 値上げ要請に比較的優位なタイミングなどの機会を活用
- 行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 行動① 定期的なコミュニケーション
- 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

【取組事例等を含めた詳細はこちら】

公正取引委員会 ホームページ



・厚生労働省（静岡労働局）の支援施策
相談窓口・違反申告・通報窓口は、
裏面をご覧ください。

厚生労働省（静岡労働局）における賃上げに向けた支援施策

最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！

業務改善助成金

生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。



賃金引き上げ特設ページ

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善などに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定等の取組を支援します。



社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！



静岡働き方改革推進支援センター

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

相談・違反申告・通報窓口

事業主の皆さま

静岡よろず支援拠点

各都道府県に設置され、静岡県では静岡商工会議所が実施機関となり、経営上のあらゆるお悩みの解決に向け、何度でも助言・支援いたします。



下請かけこみ寺

全国48か所に設置され、静岡県では（公財）静岡県振興財団に設置されており、取引上の悩みの解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

下請け事業主の皆さま

「下請法」で禁止されている行為に係る違反申告はこちら

- 買ったとき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 下請代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 商品の受領拒否

公正取引委員会



中小企業庁



物流事業者の皆さま

「独禁法（物流特殊指定）」で禁止されている以下のような行為に係る違反申告はこちら

- 買ったとき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請

公正取引委員会



建設下請負人の皆さま

「建設業法」で禁止されている以下のような行為に係る違反通報窓口はこちら

- 下請代金の支払い遅延
- 不当な低い請負代金
- 不当な使用資材の購入の強制
- 著しく短い工期の設定

駆け込みホットライン
TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00
土日・祝祭日・受付日を除く

FAX. 0570-018-241

E-mail. hat-k-kakekomi-hi@gxb.mlit.go.jp